

医政発 1227 第 1 号
平成 28 年 12 月 27 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

病院における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査に係るフォローアップ調査及びアスベスト（石綿）含有保温材等使用実態調査の調査結果の公表並びに今後の対応等について（通知）

病院におけるアスベスト（石綿）対策については、「病院における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査の公表及び今後の対応等について」（平成 20 年 9 月 11 日付け医政発第 0911001 号厚生労働省医政局長通知。以下「平成 20 年通知」という。）等により、適切な対応をお願いしてきましたが、先般、総務省行政評価局から、厚生労働省を含む関係省庁に対して、「アスベスト対策に関する行政評価・監視－飛散・ばく露防止対策を中心として－」の結果に基づく勧告（以下「勧告」という。）が行われました。

勧告を踏まえ、病院における患者、職員等の安全対策に万全を期すために、「病院における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査に係るフォローアップ調査及びアスベスト（石綿）含有保温材等使用実態調査の実施について（依頼）」（平成 28 年 6 月 29 日付け医政発 0629 第 5 号厚生労働省医政局長通知）により、「病院における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査に係るフォローアップ調査」及び「病院におけるアスベスト（石綿）含有保温材等使用実態調査」（以下、両調査を合わせて「アスベスト使用実態調査」という。）を実施しました。今般、別添のとおり、調査結果を公表しましたので通知します。

（調査結果は厚生労働省 HP にも掲載しております。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000147037.html>）

貴職におかれましては、今回のアスベスト使用実態調査結果において、「ばく露のおそれがある場所」を保有している病院（以下「要措置病院」という。）が、速やかにアスベストの除去、封じ込め、囲い込み等（以下「除去等」という。）、法令等に基づく適切な措置を講じるよう、引き続き指導をお願いいたします。また、アスベストの除去等を行うまでの間は、ばく露のおそれがある場所への

立入禁止措置、当該場所に管理上立ち入る際の労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）に基づく防じんマスクの着用等、アスベストの粉じんの飛散によるばく露を回避するための措置を徹底するよう、重ねて指導をお願いいたします。

また、病院におけるアスベスト対策に係る対応等については、平成 20 年通知により、吹付けアスベスト等の粉じんの飛散によりばく露のおそれのある場所を有する病院等に対する指導等をお願いしておりましたが、石綿障害予防規則の一部を改正する省令（平成 26 年厚生労働省令第 50 号）により、石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」という。）が改正され、吹付けアスベスト等に加え、建築物等に張り付けられたアスベストを含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（以下「アスベスト含有保温材等」という。）についても、損傷、劣化等により、労働者がアスベストにばく露するおそれがあるときは、事業者は、除去等の措置を講じなければならないとされております。

貴職におかれましては、今回のアスベスト使用実態調査結果を踏まえ、今後の病院におけるアスベスト対策については、下記事項に留意の上、適切に対応していただきますようお願いいたします。

なお、今回の調査結果における、要措置病院、分析調査中の病院、未回答の病院については、その後の状況について、後日改めて報告をお願いする予定と申していることを申し添えます。

記

1. 要措置病院への対応について

アスベスト繊維を吸引すると、肺がん、中皮腫等の深刻な健康被害が生じる危険性があります。このため、アスベストを使用している可能性のある建築物等については、早急に使用状況を把握し、アスベストの損傷、劣化等により、労働者がアスベストにばく露するおそれがあるときは、石綿則第 10 条第 1 項に基づき、事業者は、除去等の措置を講じる必要があります。

都道府県におかれましては、要措置病院に対し、速やかに、除去等の措置を講じる時期を報告させるとともに、確実に除去等の措置が行われるよう、指導の徹底を図っていただくようお願いいたします。適切な措置を講じない病院及び措置時期を明確にしない病院等については、都道府県、保健所設置市又は特別区（以下「都道府県等」という。）の医療監視部門と十分連携の上、必要に応じて医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 24 条第 1 項に基づき、施設の修繕等の命令を行うなどの対応をお願いいたします。

2. 分析調査中の病院・未回答の病院への対応について

アスベストを使用している可能性のある建築物等については、安全性への危惧があることから、患者等の安全対策に万全を期すためにも、早期に調査を完了することが必要です。アスベストの使用の有無について、目視、設計

図書等による調査を行ったにもかかわらず明らかとならなかったときは、分析調査を実施するよう指導方お願いいたします。

都道府県におかれましては、分析調査中の病院に対し、分析調査の実施時期を報告させるとともに、確実に分析調査が行われるよう指導の徹底をお願いいたします。また、未回答の病院に対しては、目視、設計図書等による調査等の時期を報告させるとともに、確実に調査が行われるよう指導の徹底をお願いいたします。分析調査を実施しない病院、分析調査の実施時期を明確にしない病院又は未回答の病院については、都道府県等の医療監視部門と十分連携の上、必要に応じて医療法第24条第1項に基づき、施設の修繕等の命令を行うなどの対応をお願いいたします。

また、アスベストの飛散状況が不明な場所については、アスベストの粉じんが飛散しているものとみなし、その場所への立入禁止措置、当該場所に管理上立ち入る際の労働者に呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣を使用させる等、改めて指導の徹底を図るようお願いいたします。

分析調査等の結果、新たにアスベストの飛散によりばく露のおそれのある場所を有することが判明した病院に対しては、除去等の措置を講じる時期を報告させるとともに、法令等に基づき適切な措置を講ずるよう指導方お願いいたします。

なお、本来はアスベストの使用の有無を分析調査し、アスベストが使用されていることが明らかとなった場合に必要な措置を講ずるべきですが、アスベストが吹き付けられていないことが明らかである場合において、アスベストが使用されているものとみなして必要な措置を行うことにより、分析調査を行うよりも費用負担が軽減される場合があります。このため、保温材等については、アスベストが使用されているものとみなして、分析調査を行わずに除去等の措置を行うことが認められています。ただし、吹付け材については除去等の前に分析調査が必要です。

3. 今後の対応について

厚生労働省から都道府県に対し、定期的に要措置病院、分析調査中の病院及び未回答の病院への確認の結果及び指導内容等についての報告を求める予定としておりますので、御了知ください。

4. その他

(1) 特に留意すべき事項（アスベスト含有煙突用断熱材について）

アスベスト含有煙突用断熱材については、特に劣化が激しい場合は、煙突からアスベスト繊維が大気中に発散される、煙突内に入った雨水などを排水するドレン管からアスベスト繊維が排出される、剥落して最下の掃除口に堆積したアスベスト含有煙突用断熱材が灰と誤って一般のゴミとして廃棄される、といった例もあることから、特に注意するよう指導方お願いいたします。

また、煙突内の清掃等作業を行う場合は、「煙突内部に使用される石綿含有断熱材に係る留意事項について」（平成 24 年 7 月 31 日付け基安化発 0731 第 2 号厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通知）を参照するよう指導方お願いいたします。

(2) アスベストがある場所を有しているが現在飛散のおそれがない病院及びアスベストの封じ込め・囲い込み措置を講じた病院について

アスベストがある場所を有しているが現在飛散のおそれがない場合や、アスベストの封じ込め・囲い込み措置を講じた場合であっても、今後、経年変化等によりアスベストやアスベストに吹き付けられている固化剤等に劣化や損傷が生じた場合等にはアスベスト繊維が飛散するおそれがある状態となることから、アスベスト等の状態について定期的に把握、確認し、必要な措置を講ずることが必要です。このことについて、改めて管下の病院の管理者等に周知徹底を図るとともに、病院の適切な維持管理、安全管理に努めるよう指導方お願いいたします。

(3) 調査対象外のアスベスト含有建材について

アスベストが板状に固められた建材については、通常の使用状態では、アスベスト繊維の飛散の危険性は低いと考えられることから、今回の調査においては、アスベストを含有するボード類、床材等の非飛散性アスベスト含有成形板等は調査対象外としております。ただし、これらについても、建築物等の修繕、増改築、解体の際には、非飛散性アスベスト含有成形板等の破断・粉碎等によりアスベスト繊維を飛散させるおそれがあることから、関係法令等に基づき、使用状況の把握や解体時の飛散防止措置を講じるなど適切に対処する必要がありますので、併せて指導方お願いいたします。

(4) 災害時における対応について

災害によって倒壊等の被害を受けた病院の建築物等については、アスベストの飛散のおそれがないか速やかに確認するようお願いいたします。

確認の結果、飛散のおそれがある場合には、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（平成 19 年 8 月環境省）及び『「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」パンフレット』（平成 24 年 5 月環境省）を参考に、速やかに、ばく露のおそれのある場所への立入禁止措置を講ずるとともに飛散防止のための応急措置を講ずるよう指導方お願いいたします。

また、アスベストが使用されていた病院の倒壊により生じた廃石綿については、「廃石綿が混入した災害廃棄物について」（平成 23 年 3 月環境省）により、適切に対応するようお願いいたします。

なお、上記の確認等作業に当たっては、石綿則に基づき、作業を行う職員等が呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣を着用することが義務づけられてい

ます。

(5) アスベスト使用実態調査関係資料の保存について

これまでに実施したアスベスト使用実態調査の関係資料（厚生労働省に対する報告文書、各病院への照会文書、病院からの回答文書等）は、病院におけるアスベストの使用実態を把握するために必要な資料です。また、厚生労働省においては、本調査のフォローアップを継続的に行うこととしていますので、都道府県におかれましては、関係資料を確実に保存していただきますようお願いいたします。

(6) 関係部局との連携について

各都道府県におけるアスベスト問題への対応については、総合的な視点に立って対策が進められているところ、医療関係部局が行う病院におけるアスベスト対策についても、その総合的な対策の一環として、建築関係部局、環境関係部局、労働関係部局、福祉関係部局、教育関係部局などと緊密な連携・協力のもと適切に推進していただくようお願いいたします。

特に、要措置病院のうち、労働者が就業する場所において吹付けアスベスト等又はアスベスト含有保温材等の損傷、劣化等により、アスベストが飛散し、労働者がばく露するおそれがある場合は、石綿則第10条第1項又は第2項に違反する可能性があります。このため、病院がアスベストの除去等の指導又はばく露のおそれがある場所に職員等が管理上立ち入る場合の防じんマスクの着用の指導に従わない等の場合には、都道府県労働局（又は労働局の指定する労働基準監督署）に相談していただくようお願いいたします。